

〈重要〉 新規登録時の 「概要書面 No.」 入力制度について

日頃よりライフウェーブビジネスにご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

皆さまの献身的な努力とコンプライアンスを重視された活動で、ライフウェーブは健全なビジネスの継続的成長を達成しております。同時に日本の法制度は厳しく、特に特定商取引法における勧誘の仕方(リクルート)についてはコンプライアンスの充実が最重要課題ともなっております。

この度、ライフウェーブメンバーの皆さまの適切なリクルート活動をサポートするため、また新規でご登録される方に安心してご登録手続きを行っていただくために「概要書面 No.」入力制度を設ける事となりました。

この度の新制度導入はライフウェーブメンバーの皆さまにとって非常に重要な内容となりますので、皆さまの深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。そして、新たにご登録される全ての皆さまがご登録手続きをスムーズに進められるよう、皆さまのご支援をいただきたく、重ねてお願い申し上げます。

以下ご確認いただきますようお願い申し上げます。

「概要書面 No.」 入力制度とは？

登録申請書ならびにオンラインでご登録する際、契約前にスポンサーから受け取られた概要書面に記載されている「概要書面 No.」の記入/入力が必須となります。

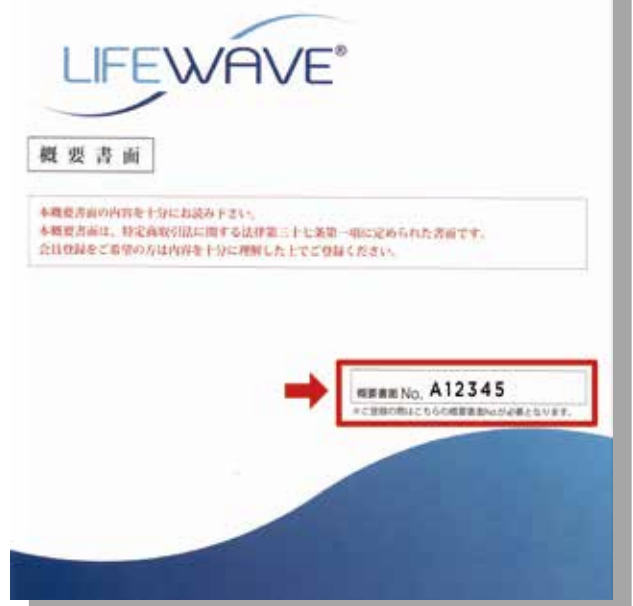
※概要書面は、特定商取引法に関する法律第三十七条一項に定められた書面です。スポンサーとなる方は、会員登録を希望する方に登録前に概要書面を提示、説明の上、交付することが義務付けられております。

「概要書面 No.」 とは？

概要書面の表紙に記載されているシリアル番号です。

(右図赤枠をご参照ください)

アルファベット 1 文字と数字 5 桁の組み合わせとなり、全ての概要書面にはそれぞれ異なるシリアル番号があり、同一のものはありません。



「概要書面 No.」の記入 / 入力方法について

会員登録申請書の場合

書面上部の「概要書面 No.」欄にご記入ください。

会員登録申請書は 4/1 より改訂をしておりますので、そちらをご使用ください。

(送料が税込 693 円で記載されている申請書)

※変更前の送料 (税込 1,045 円) が記載された書面をお持ちの場合は、カスタマーサービスに交換のご連絡をお願いいたします。(交換期日: 2022 年 6 月 30 日まで)

オンライン登録の場合

「国の選択」画面内、「概要書面 No.」欄にご入力ください。(以下をご参照ください)

- ①: メインページの右上にある「参加」をクリックします。
- ②: 「登録者の選択」をクリックします。
- ③: 「ご紹介者のカスタマー ID」を入力します。
- ④: 国の選択で「Japan」を選びます。
- ⑤: 登録する「概要書面 No.」を入力します。

「概要書面 No.」を記入 / 入力しなかった場合

会員登録申請書の場合

「概要書面 No.」の確認が取れるまで、登録完了にはなりません。

オンライン登録の場合

「概要書面 No.」を入力しない限り、次に進むことができません。



動画視聴でわかりやすく解説!

動画 視聴 特定商取引法について

特定商取引法について詳しくは動画(ウェビナー)でのご説明をご用意しております。

- 1: 消費者センターの役割
- 2: 行政の関与・概要書面の交付
- 3: 特商法 5つのポイント
- 4: 賢い特商法への対応

動画視聴先の QR コードはこちら

動画 視聴 薬機法について

薬機法について詳しくは動画(ウェビナー)「よくわかる薬機法」でのご説明をご用意しております。

動画視聴先の QR コードはこちら